

## 教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について（案）

## 1 趣旨

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）では、市町村の新たな認可事業となる「地域型保育事業」のほか、「確認制度」等の創設が予定されています。

このことに伴い、市町村では、国の定める基準（政省令）に基づき、教育・保育施設及び地域型保育事業に関する基準について条例整備を進める必要があるため、今般、基準条例の整備に向けた検討を進めるものです。

なお、国の定める基準（政省令）においては、次のとおり「従うべき基準」と「参酌すべき基準」が定められているため、条例整備に当たっては、このことを踏まえた対応が必要になります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準

## 2 策定する基準条例

## ○新制度における施設・事業類型等と市町村で定めるべき基準（条例）との関係性

区分	施設・事業類型	認可（認定）権限	確認権限	給付（財政支援）
教育・保育施設	認定こども園 幼保連携型	東京都（都道府県・指定都市・中核市）	府中市（区市町村）  →（整備する基準条例） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準：下記(2)関連	府中市（区市町村）
	幼稚園型 保育所型 地方裁量型	東京都（都道府県）		
	幼稚園			
	保育所	東京都（都道府県・指定都市・中核市）		
地域型保育事業	①家庭的保育事業	府中市（区市町村）		
	②小規模保育事業			
	③事業所内保育事業	→（整備する基準条例） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準：下記(1)関連		
	④居宅訪問型保育事業			

※新制度へ移行しない幼稚園は、私学助成の対象となるため上記に含まない。

※地域型保育事業は、子ども・子育て支援法による①から④の4事業の総称であり、児童福祉法上は「家庭的保育事業等」とされている。

※確認権限には、確認制度に伴う指導権限を含む。

## (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

## ア 概要

新制度においては、教育・保育施設を対象とする施設型給付（委託）費に加え、家庭的保育事業等の4つの事業（次表参照）を「地域型保育事業」として市町村による認可事業に位置付けるとともに、当該事業を地域型保育給付の対象とすることとしています。

このことに伴い、当該基準は、地域型保育事業を行うに当たり、市が事業を認可する際の基準であり、又事業者が運営において遵守すべき基準となるものです。

○地域型保育事業における事業類型等

事業類型	概要
家庭的保育事業 (保育ママ)	家庭的な雰囲気のもとで少人数(利用定員5人以下)を対象に保育を提供する。
小規模保育事業	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を提供する。次のA~C型の3類型に分類される。 ・A型(保育所分園型)… 利用定員6人以上19人以下 ・B型(中間型)… 利用定員6人以上19人以下 ・C型(家庭的保育事業型)… 利用定員6人以上10人以下
事業所内保育事業	事業主が主として雇用する労働者の子どものほか、地域において保育を必要とする子ども(地域枠)にも保育を提供する。次の2類型に分類される。 ・保育所型… 利用定員20人以上 ・小規模型… 利用定員19人以下
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合において、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する。

イ 国が定める基準

平成26年4月30日付で厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が公布され、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」については、次のとおり規定されています。

従うべき基準	「職員の資格や職員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保」、「安全の確保」、「秘密の保持」及び「児童の健全な発達に密接に関連するもの」
参酌すべき基準	それ以外の事項(保育室及びその面積(面積基準)を含む。※)

※保育室及びその面積(面積基準)については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」となっている。

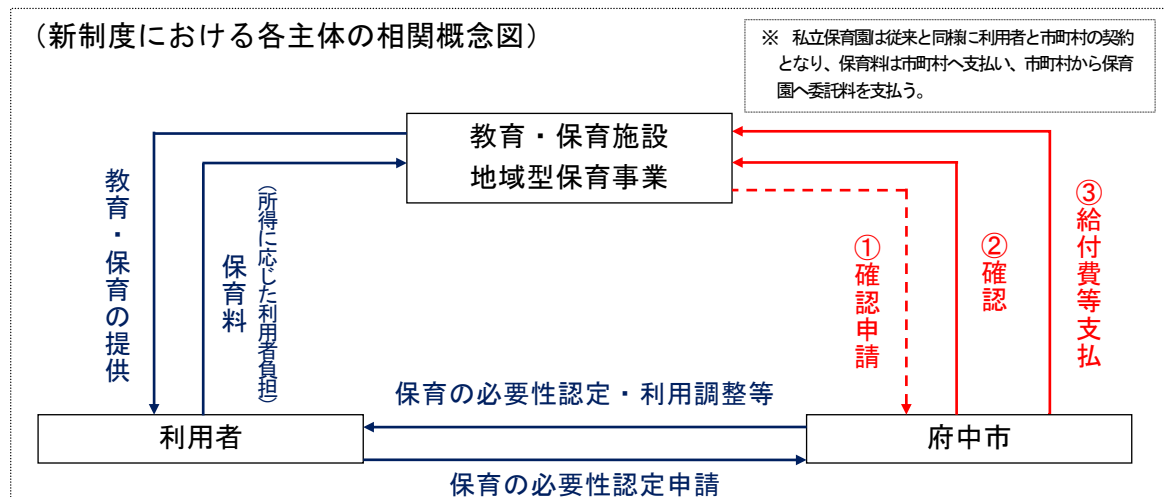
※国は、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含め改めて検討する予定。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

ア 概要

新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請(下図①)に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し(下図②)、給付による財政支援の対象とすることとしています(下図③)。

教育・保育施設及び地域型保育事業者については、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準のほか、子ども・子育て支援法に基づく「運営基準」を満たす必要があり、当該基準は、この「運営基準」となるものです。



このほか、施設及び事業者は、子ども・子育て支援法に基づき「業務管理体制の整備（55条等）」や「教育・保育に関する情報の報告及び公表（58条）」に対応する必要があります。

#### イ 国が定める基準

平成26年4月30日付で内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が公布され、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」については、次のとおり規定されています。

従うべき基準	「 <u>利用定員</u> 」及び「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」
参酌すべき基準	それ以外の事項

#### （参考）利用定員の概要

確認に当たっては、市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに認可定員の範囲内で利用定員を定める。また、3号認定については、0歳と1・2歳で区分し、利用定員を定める。

最低利用定員数については、施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上とし、幼稚園については最低利用定員を設けない。（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。）

### 3 基準案作成に対する市の考え方

基準案の作成に当たっては、本市における施設・事業の実施運営状況のほか、国における新制度の趣旨や国が定める基準の検討経緯・内容を踏まえ、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がない場合は、国基準に従うことを基本として、次のとおり本市の基準（案）を作成し、条例整備に向けた準備を進めます。

基準（条例）名称	基準案の作成時点（平成26年6月現在）における市の考え方	
(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）	<u>国基準案の一部に上乘せ規定を行う。</u> ⇒ 本市における既存施設・事業の実施運営状況や関連する運営上の現行規定を踏まえ、国基準案の一部に上乘せ規定を行うもの	別紙参照 資料 29-2
(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）	<u>国基準案のとおりとする。</u> ⇒ 新制度による新たな制度設計（確認制度）であり、国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないものと判断したため	別紙参照 資料 29-3

※上表2つの基準（案）については、技術的・細目的な事項と考えられるものについては、条例に定めず規則等に委任する場合があります。

### 4 条例の整備時期について

新制度の施行に向けて事前の周知期間や準備期間が必要となることを考慮し、平成26年9月の整備を予定し、所要の準備を進めます。

このほか、子ども・子育て支援法により基準の策定が必要となる「教育・保育給付の支給対象者として市が認定を行うための基準（保育の必要性に関する基準）」及び「放課後児童健全育成事業の基準」については、基準案を作成次第、本審議会に提出する予定です。